

# 令和7年度 第1回苦小牧市空家等対策委員会（資料）

---

令和7年11月27日

苦小牧市  
市民生活部市民生活課

## (1) 空家等対策の進捗状況

### ①空家等件数

#### ア 不良度別の推移

単位：件

(年度末時点)

(不良度)	年度	H29	R4	R5	R6
		A	151	140	76
B	792	1,164	1,051	1,058	
C	110	151	137	115	
D	29	39	40	49	
合 計	1,082	1,494	1,304	1,296	

低い



高い

個人情報保護のため、非公開

## イ 令和6年度末の件数確定の経過

項目	件数	概要
①令和5年度末	1,304	
②追加件数	173	水道の閉栓情報による調査 38件 通報による調査 135件
③解決件数	181	管理開始※1 26件 入居または管理中※2 64件 解体 91件
④令和6年度末	1,296	上記により精査して「空家等」と 判断したもの <①+②-③>

※1：所有者等からの連絡により、適正管理の開始が確認されたもの。

※2：その後の追跡調査により、入居や管理が確認されたもの。

## ウ エリア別の比較

エリア	年度	H29		R6	
		空家等数 (件)	全体に占める 割合 (%)	空家等数 (件)	全体に占める 割合 (%)
西部西地域		204	18.8	305	23.5
西部東地域		282	26.1	333	25.7
中央部西地域		141	13.0	175	13.5
中央部中地域		182	16.8	196	15.1
中央部東地域		137	12.7	128	9.9
東部西地域		28	2.6	30	2.3
東部東地域		104	9.6	129	10.0
苦東地域		4	0.4	0	0.0
<b>合計</b>		<b>1,082</b>	100	<b>1,296</b>	100



○H29年度の空家数と比較し、西部地区が特に増加している。

○市内全体の分布割合については、大きな変化がない。

## ②空家等解体補助金

### ア 申請受付期間

令和7年6月2日(月)から6月23日(月)まで

イ 応募総数 8件 (うち、市外在住の申請者 2件)

ウ 不良度別件数 (不良度)

Dランク	0件	高
Cランク	0件	
Bランク	7件	
Aランク	1件	低



エ 補助決定 6件

(内訳)

No	所在地	不良度ランク	審査結果	補助金額	状況
1	はまなす町	B	当初決定	50万円	解体中
2	白金町	B	当初決定	50万円	解体中
3	北光町	B	当初決定	50万円	解体中
4	元町	B	当初決定	50万円	解体中
5	新明町	B	繰上決定	50万円	解体中
6	字勇払	A	繰上決定	50万円	解体中
7	〇〇町	B	辞退	—	現状売却
8	〇〇町	B	辞退	—	現状売却

辞退者への意思確認等で、全体のスケジュールが遅延したが

12月中には全ての物件について解体完了の予定。

### ③空き家セミナー

ア 開催日時

令和7年8月24日（土）10時00分開始 11時30分終了

イ 会 場

苫小牧市民活動センター

ウ テーマ

「我が家の未来を守る片付け術  
～片付けで始める住まいの終活～」

エ 内 容

- (1) 空き家の現状と課題
- (2) 住まいの将来・今できることを考える
- (3) 片付け術を知る
- (4) 質疑応答

オ 講 師

片付けコンサルタント 宮本 亜紀 氏

カ 参加者数

16名



キ 参加者アンケートより

i ) 満足度

参加者の約9割が「非常に満足」・「満足」と回答

ii ) 空き家の所有状況

「所有している」…19%

「いずれ所有する予定がある」…75%

ク 次年度以降の開催内容については、現在検討中

## ④空き家相談会

ア 開催日時

令和7年11月1日（土） 10時00分開始 14時40分終了

イ 会 場

苫小牧市民活動センター

ウ 相談員

北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部（宅建士）4名

札幌司法書士会（司法書士）1名

エ 申込者数

1 1組

オ 参加者数

9組（※悪天候による当日不参加2組）

カ 相談空き家の状況（不参加除く）

i ) 所在地

西部 4件（西2件、東2件）

中央部 4件（西1件、中央1件、東2件）

東部 0件

その他 1件（市外）

ii ) 損耗度

Aランク 1件

Bランク 7件

Cランク 0件

不明 1件（市外）

キ 相談内容（複数回答）

売却に関すること 5件

解体に関すること 4件

相続・権利に関すること 4件

活用に関すること 1件

管理に関すること 2件

家財整理に関すること 2件

賃貸に関すること 2件

その他 2件

**個人情報保護のため、  
非公開**

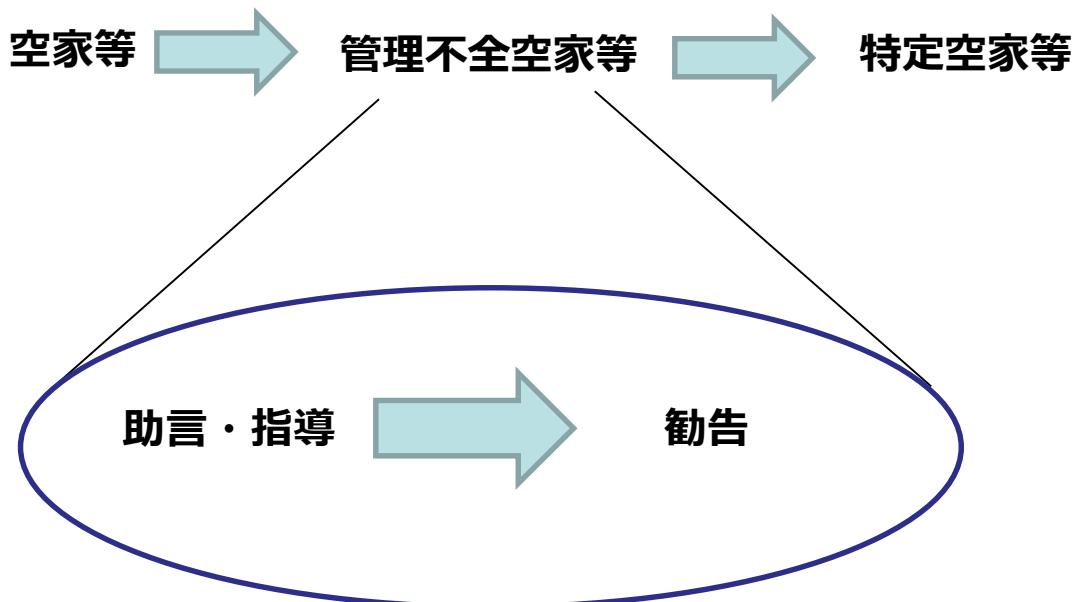
## ⑤特定空家等の取組状況

個人情報保護のため、非公開

## (2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定基準(案) (1 / 2)

### I. 管理不全空家等とは

放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等のこと



勧告を受け、正当な理由がなく無視した場合は、**住宅用地特例の解除**となる。

### 令和6年度 空き家対策連絡会議での意見

管理不全空家等についての主な意見

- ・勧告を行い、正当な理由なく適切な措置を取らない場合には、固定資産税の優遇措置を解除する可能性がある。

→困窮者に対する対応は検討が必要。

→特例措置は住宅用地のみの適用となる。

### 令和6年度 第2回(R7.3)空家等対策委員会において

- ・実際に勧告を行うための基準案については、次回の開催時に示すこととしていた。

## (2) 管理不全空家等及び特定空家等の認定基準(案) (2/2)

### II. 特定空家等及び管理不全空家等の認定基準(案)【概要】

#### 1 趣旨・定義

※詳細については、別紙資料参照

#### 2 基本的な考え方

- ・空家等の管理責任は、所有者等にあり、「自主的な改善を促す」のが基本
- ・自主的な改善を促す手法の整理

#### 3 管理不全空家等・特定空家等の判断基準

- ・調査時のポイント整理
- ・ランク判定方法

#### 4 フローチャート

### III. 空家等対策委員会の所管事項

- ・「特定空家等」に該当するか否かに関する意見及び助言
- ・「管理不全空家等」及び「特定空家等」の指導・勧告・固定資産税住宅用地特例の解除等に対する意見及び助言

**⇒項目は増加しますが、これまで同様に空家等に係る意見及び助言をいただきますようお願いします！**

### (3) 今後のスケジュール

令和7年度

令和7年11月27日 第1回空家等対策委員会 開催

令和8年1月 空き家対策連絡会議 開催

令和8年2月 第2回空家等対策委員会 開催

令和8年度

令和8年4月 新認定基準施行